

# ふるさと倶楽部会員 会則

平成 27 年 12 月 1 日  
一般社団法人 全国農協観光協会

## (目的・主旨)

第 1 条 この会は、都市生活者が日本の農山漁村や農林漁業に対する理解を深め、交流を通じて農山漁村地域の活性化に貢献することで、暮らしの豊かさを追求することを目的とする。

## (会員名称)

第 2 条 目的に向けた活動を行うため、主旨に賛同する者による会員組織を組成し、その名称を「ふるさと倶楽部」（以下「倶楽部」とする）とする。

## (会員資格)

第 3 条 会員資格は、一般社団法人全国農協観光協会（以下、当協会とする）が募集した企画に参加した者、或いは企画主旨に賛同し参加意思のあるものとする。

## (事務局)

第 4 条 この倶楽部の運営にあたり事務局を当協会に置き、実施するものとする。

## (加入・退会)

第 5 条 倶楽部への加入希望者は氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、その他必要事項を申込書に記載の上、事務局に提出することで会員となることができる。

また、会員は随時事務局へ申し出ることによって退会することができる。

2. 倶楽部の目的や活動その他運営に支障を来す恐れのある場合は、当協会の判断により入会を拒否又は退会とすることができる。

## (活動)

第 6 条 会員は当協会が企画募集する以下の交流活動に参加することができる。

- ①農山漁村における作業の支援活動（援農ボランティア）
- ②農山漁村における食と文化の学習
- ③農山漁村における田舎暮らし体験

## (入会金・会費等)

第 7 条 加入にあたっての入会金や年会費等は不要とする。

2. 募集企画への参加費用等は原則、全額自己負担とする。

## (個人情報の取扱い)

第 8 条 会員の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法ならびに当協会の保護方針を順守し、業務目的以外には利用しないものとする。

## (制定・改廃)

第 9 条 この会則の制定、改廃は協会が行う。

## (施行月日)

第 10 条 この会則は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。